

【本日の説明内容等】

○監査役職務確認書委員会メンバー紹介

1. 改訂に至った理由・背景の説明
2. 2018年版（第8回）改訂内容の解説
3. 検討した参考資料等の概要説明
4. アンケートのお願い
5. 意見交換

1. 改訂に至った理由・背景の説明

（1）問題意識

2015年5月1日改正会社法の施行、同年6月1日コーポレートガバナンス・コードの適用開始などがあり、ここ数年、コーポレート・ガバナンスは如何にあるべきかが企業に問われ続けています。一方、不正会計、品質検査データ改ざんなどの企業不祥事が特に目立ったここ数年間でもありました。企業不祥事が発生することにより会社の成長及び信頼が大きく毀損されることは明らかであり、監査役として「有事への対応」が依然として大きな課題となっています。

「有事への対応」は、不祥事として社会的に影響を与えるような問題が発覚したその時点から始まるものではありません。我々が他社の企業不祥事をマスメディアを通じて知る場合は、そのように感じますが、自社の問題として捉える場合は、「平時」の中に、「有事」の芽、兆候がすでに潜んでいると考えなければなりません。「平時」と「有事」は、不連続ではなく、連続していると考えべきです。多くの監査役の方が、「平時」の監査活動の中で、不正を発生させないように内部統制システムの構築や運用が適切になされているかどうかを十分に意識して、いわゆる「予防監査」を実施していることと存じます。

当会の2017年版「監査役職務確認書」では、監査役の権限・義務、「平時」のあるべき監査活動について、すでに十分に言及しており、多くの監査役の皆様にご利用されていると認識しています。

また、Ⅱ. 業務監査に関する項目 9. 企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会の設置の項（p.16）の[説明][確認事項]等において、企業不祥事発生後の対応について記載しています。

企業不祥事において監査役が任務懈怠を問われるおそれがある理由としては、

- (1) 監査役が感知すべき不祥事の兆候、いわゆる「危険信号」を感知できなかった場合または、
 - (2) 「危険信号」を感知しても適切な行動をとることができず、より深刻な事態に発展してしまった場合
- に大別されるといわれます。

* 「危険信号」の語句は、「黄色信号」「赤色信号」などと表現される場合もあります。

監査役としては、平時の監査活動の中で不祥事の兆候を感知するべく努めているか、また、不祥事の兆候を感知したときに適切な行動をとることできるか、が、任務懈怠、善管注意義務違反を問われないための必須要件と認識していなければなりません。

（２）検討テーマの設定と検討した参考資料

「監査役職務確認書」委員会では、上述の点を意識して２つのテーマを設定し、2017年版の見直し（修正・追記）が必要なのかを検討しました。検討に当たって、最近の監査懇話会活動の講演資料や日本監査役協会等公表の文献を参照し、その内容を議論しました。

・検討テーマ

- ①「三様監査における連携の在り方」
- ②「有事における監査役の対応、役割」

・検討資料

- ①2017年9月27日独立委員会セミナー 遠藤元一弁護士の講演及び資料
「会計不祥事の兆候を認知した監査役はどのように監査業務を行うべきか～エフオーアイ事件とオリンパス事件を題材として」
- ②日本監査役協会「監査役等と内部監査部門との連携について」
（監査法規委員会 平成29(2017)年1月13日公表）
- ③日本監査役協会「会計不正防止における監査役等監査の提言～三様監査における連携の在り方を中心に～」
（会計委員会 平成28(2016)年11月24日公表）
- ④2017年9月11日 監査セミナー 八田進二教授 講演「三様監査の誤解を解く」
レジュメ「三様監査の誤解を解く～三様監査の調整、連係、そして連携へ～」
資料「月刊監査研究2017年5月号 論壇：三様監査の誤解を解く」

・その他参考資料

- ⑤2017年7月5日独立委員会セミナー 塩野弁護士 講演
資料：「セイクレスト事件の意義と課題」～監査役任務懈怠責任追及訴訟を中心に～
- ⑥2017年12月11日 監査セミナー 山口利昭弁護士 講演
レジュメ「監査役等が知っておくべき企業不祥事・有事対応の最新情報」
- ⑦遠藤元一弁護士 寄稿論文 経理情報2017.4.20(No.1477) (エフオーアイ事件)
「平成28年12月20日東京地裁判決にみる粉飾決算防止のための監査役の法的責任と対応策」
- ⑧中西和幸弁護士 寄稿論文 商事法務2017.10.5(No.2146)
「社外監査役等の職務と責任—エフオーアイ事件を中心にあらためて考える」
- ⑨日本監査役協会「重大な企業不祥事の疑いを感知した際の監査役等の対応に関する提言」
—コーポレート・ガバナンスの一翼を担う監査役等求められる対応について—
（ケース・スタディ委員会 平成24年9月27日公表 月刊監査役 No.605 2012.11.25）
- ⑩日本監査役協会・公認会計士協会「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」
（平成30（2018）年1月25日 最終改正）

2. 2018年版（第8回）改訂内容の解説

＊資料：2018年版 監査役職務確認書 新旧対照表（2017年版からの改訂箇所）

3. 検討した資料等の概要説明

I. 資料① 2017年9月27日独立委員会セミナー 遠藤元一弁護士の講演及び資料

「会計不祥事の兆候を認知した監査役はどのように監査業務を行うべきか～エフオーアイ事件とオリンパス事件を題材として」

*エフオーアイ事件は、会社が虚偽記載のある有価証券届出書を提出して東証マザーズに上場した後、破産し上場廃止となったため、募集等で株式を取得した投資家がエフオーアイの取締役、監査役その他の者に対し損害賠償を求め、東京地裁判決（平成28年12月20日）では、粉飾決算を見抜けなかったとして監査役の金商法上の責任を認めた事件。

1) 職務確認書委員会で留意した事項

(1)会社法の役員等の第三者に対する損害賠償責任（会社法429条）とは

- ①役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う
- ②次に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が、当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。

取締役・執行役	株式募集等の通知事項の虚偽記載、計算書類・事業報告等の虚偽記載など
監査役等	監査報告の虚偽記載
会計監査人	会計監査報告の虚偽記載

(2)金融商品取引法の役員等の賠償責任とは

（金商法21条、21条の2、22条、24条の4、24条の4の6、対象は、有価証券届出書、有価証券報告書、内部統制報告書等）

第21条（有価証券届出書）（この規定が有価証券報告書、内部統制報告書等に準用される。）

- ①有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売り出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任じる。

- 一 当該有価証券届出書を提出した会社のその提出時における役員（取締役、監査役、執行役）
- 二 当該売出しに係る有価証券の所有者
- 三 当該有価証券届出書に係る監査証明において記載が虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人
- 四 元引受契約を締結した金融商品取引業者又は登録金融機関

- ②前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

- 一 前項第一号又は第二号に掲げる者
記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったこと

- 二 前項第三号に掲げる者 同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかったこと
三 前項第四号に掲げる者 (省略＝前項第一号又は第二号に掲げる者にほぼ同じ)

＊金商法では、第三者に対する責任について過失があれば責任を免れない。

(3) 金商法の「相当な注意を用いた」か否かの判断（判例に拠ると）に用いられる根拠

- ・監査役の地位、職務内容、虚偽記載等の原因行為への関与、監査役が有していた情報等により決定される。
- ・「有価証券報告書等の記載内容に不明な点や虚偽記載等が疑われる特別の事情、虚偽記載等の原因となる取引、取引の関連書類に不明な点や虚偽記載等につながるものが疑われる特別な事情があり、それを現に認識し、又は認識しうる場合は、それが前提となって用いるべき「相当な注意」が措定（仮定、定義）される。」

(4) 監査役は、どうすべきか

＊監査役が、会社法上、必要とされる権限行使を怠っていなければ、金商法の「相当な注意を用いた」ことになると解されるのではないかと

監査役の責任の法的な判断枠組みは、大原町農協監事の任務懈怠責任の判例がベースとなる。（平成 21 年 11 月 27 日最高裁判例）

「監査役が適切に監査業務を遂行していたとすれば取締役の違法行為の兆候に気付くことができ、さらに調査権限を行使するなどして違法な業務執行行為があると認めれば、それに適切な対処をして（会社の損害発生を防ぎ、または会社の損害を経由して発生する）第三者の損害発生を防ぐべき義務がある。」

(5) 監査役監査と会計監査人の監査の相当性判断について

（一般的理解）会計監査人設置会社では、会計監査は、第一次的には、会計監査人の職責であり、監査役は、専門家である会計監査人の監査を前提とした第二次的ないし補充的な会計監査を行うにとどまり、監査役が会計監査人の監査の方法と結果の相当性を疑うべき事情がなかった場合、監査役は、任務懈怠とはならず、金商法上の「相当な注意を用いた」ことになる。

（エフオーアイ事件判例）

「粉飾が財務諸表における徴憑の偽造等による会計面で秘密裏に行われる違法行為にとどまる場合は多くなく、会計面での違法行為を超えて粉飾に関わる違法な実行行為を伴うものがほとんどである。」

「監査役は、会計監査としてではなく、業務監査として、粉飾に係る違法な職務執行が行われていないかを監査し、発見したら指摘し、直ちに是正するように求める等、業務監査として適正に対処することが善管注意義務を果たすために必要となる。」

(6) エフオーアイ事件で事象として危険信号として感知すべきだった事項の例

- ・売上高の増加が異常ではないか（前年比、業界の売上動向、日本・世界の経済状況）
- ・期末の時期の売上計上が異常に多額ではないか（他の四半期との比較、業界の動向）
- ・売掛金残高の大幅な増加傾向がある（四半期ごとの推移）⇒長期末回収の原因追求
- ・売上債権回転期間に大幅な増加がある（四半期ごとの推移）⇒架空売上げ計上の疑い

- ・営業キャッシュ・フローの継続的赤字（四半期ごとの推移）⇒売上高と債権回収の関係
- ・生産設備の投資額と生産量・売上高の関係⇒売上高と製品の生産量のバランス傾向（会計以外の事象）
- ・内部監査部門の責任者の他部署への突然の異動、退職
- ・上場申請を急に取り下げた ⇒理由の確認、引受証券会社への状況確認

(7)そのような危険信号を感知したとき、監査役が行使すべきだった権限・義務とは、

＊行使すべきときに行使しなければ、任務懈怠となる。

- ・監査役会で問題提起したか、協議したか
- ・取締役会で質問、報告等、発言したか、調査等を提言、勧告したか
 - ＊取締役会等での取締役の発言の監視、粉飾をしているとの推定の上で粉飾の疑義を払拭する責任は取締役にあり、と責任追及をする
- ・監査役への報告徴収権限、調査権限を行使したか
- ・会計監査人から意見聴取、報告を受けたか
 - ＊必要と認めたとき、会計監査人に追加監査を求めたか
- ・内部監査部門等の内部監査の結果を聴取、報告を受けたか
 - ＊必要と認めたとき、内部監査人等に追加監査を求めたか
- ・内部統制システムに重大な不備、改善点はないか、追加監査をしたか
- ・取締役会で、内部統制システムの改善点を提言、勧告したか
- ・取締役の行為の差止請求をしたか（口頭、文書、裁判所に提起）
- ・代表取締役社長の解任を取締役、取締役会に提案したか（セイクレスト事件判例）
- ・監査報告に記載して、株主総会に提出したか

2)「監査役職務確認書」への追加記述の必要性の検討

Ⅱ－9. 企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会の設置 の項に追加記述をする。

2017年版の[説明]では、「不祥事の発生が確認された後の対応」となっている。企業不祥事の兆候や疑いの感知に関する対応を追加する。

Ⅱ. 資料②日本監査役協会「監査役等と内部監査部門との連携について」

(監査法規委員会 平成 29(2017)年 1 月 13 日公表)

- ＊日本監査役協会 監査法規委員会は、監査役等と内部監査部門とのあるべき連携を目指し、以下の 4 点(1)～(4)について、その法的検証を行った上で提言を述べている。会員 650 社からアンケートを回収しその集計結果を付記している。
- ＊それぞれの内容について、2017 年版監査役職務確認書の記載内容を確認し、改訂の是非を検討した。検討結果を ⇒ に記載した。

(1)内部監査部門から監査役等への報告

- ・監査役への報告徴収権を社内ルールによって具体化・明文化するべきであろう。
(例) 監査役監査基準、内部統制システムの基本方針取締役会決議・その細則
⇒職務確認書Ⅱ－2 監査役への報告に関する体制等 [説明](3) に記載されている。

(2) 内部監査部門への監査役等の指示・承認

- ・監査役等が、内部監査部門に対して調査等を指示することに加えて、内部監査部門の活動に対して承認を与える権限について会社法上の法的根拠があるかを考察している。「承認」とは、内部監査部門の監査計画の決定、内部監査部門の予算・要員数の決定、リスク評価の手法等について、監査役等の承認のもとで行うことを指す。
- ・監査役等の報告徴収権・業務財産調査権は、監査役等が報告・調査の協力を使用人等に求める権限を含むと解される。
- ・しかし、監査役の調査権等の発動に伴う内部監査部門への調査等の指示以外は、法的権限の範囲外と考えられ、執行側が協力の義務を負わないとも解される。
- ・内部統制システムの基本方針決議や規程等において、監査役等の内部監査部門に対する指示・調査権限、又は、内部監査部門に監査役の指示・調査依頼に協力する義務を明記しておくことが求められる。
- ・監査役等の補助使用人に対する指揮命令権が会社法で規定されているので、執行側と合意の上内部監査部門長や部員を「補助使用人」として、同様に定めることも考えられる。

(アンケート集計結果 問 24)

監査役等が内部監査部門に調査等を指示する権限の明文規定はない会社=61.5%

規定があるが、権限を行使していない会社=19.2%

規定があり、権限を行使している会社=13.5%

規定がないが、権限を行使している会社=34.9%

※実態として内部監査部門に調査等を指示したことがある会社=13.5%+34.9%=48.4%

⇒確認書Ⅰ－3 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項では、会社法上の規定に基づく内容を記載している。

⇒職務確認書Ⅱ－11 内部監査部門との連携 [説明](3)に「必要に応じて調査を求める」の記述がある。

[説明](4)に「内部監査部門の監査の実効性に支障がある場合」について言及がある。

⇒協会提言の「承認」行為については言及していないが、今期の改訂では記載しない。

「提言」が、「監査基準」等にどう取り込まれるかを今後注視することにした。

(3) 内部監査部門長の人事への監査役等の関与

(アンケート集計結果 問 18)

- ・人事に関与している（事前協議・相談）=22.7%
- ・人事に関与していない=71.2%

⇒2017年版確認書に記載はない。定着状況から判断し、2018年版への追加記載はしない。

(4) 内部監査部門と監査役等との協力・協働

- ・むしろ監査役等から内部監査部門への情報伝達の面に不十分さがある。

⇒Ⅱ－11 内部監査部門との連携 [監査のツボ]に関連する言及がある。

Ⅲ. 資料③日本監査役協会（会計委員会 平成 28 年 11 月 24 日公表）

「会計不正防止における監査役等の提言―三様監査における連携の在り方を中心に」

1) 提言の主な論点

(1) 三様監査の連携は、監査役が主体的な役割を果たすべきである

監査役等として、日常の経営監査、業務監査、会計監査を踏まえた総合的な観点で会計不正防止に対応していくべきである。

①監査役等、内部監査部門、会計監査人の三者間の連携に当たって、監査役等は、三様監査を統括する意識を持って、主体的な役割を果たすべきである。

②また、監査役等、内部監査部門、会計監査人は、それぞれの役割を理解し、相互に改善点について意見交換を行うなど一定の緊張感を保ちながら、リスク・アプローチに必要なリスクの分析等において三様監査全体の実効性を高めるよう連携すべきであり、監査役等としても必要な情報を積極的に発信していくべきである。

③不正には、企業風土、業務処理プロセス上の問題が関係することが多い。会計不正防止の観点からの監査では、会計監査のみではなく、経営上の意志決定や経営管理に関する監査（経営監査）、業務プロセスに関する監査（業務監査）も重要な職務となる。監査役等は経営陣との定期的な会合等と通じ、不正防止に対する経営陣の姿勢を確認、評価し、統制環境に綻びがないかを監視し、必要に応じ改善策を提言することが重要である。

④三者間の連携の中で、監査役自らが会計帳簿を閲覧、チェックすることもあるが、監査役等の役割としては、リスク項目に対する執行部門の統制方法、会計監査人及び内部監査部門の監査方法と監査結果の評価を行うことがより重要である。統制、監査が不十分な場合は改善を促すことが求められる。

（協会アンケート集計結果 問 7-2・7-3）

- ・一堂に会する情報交換・コミュニケーションを行っている会社は、36.1%、
- ・そのうち監査役等が主体となって会合を進めている会社 47.8%=全体の 17.2%

(2) 監査役等と内部監査部門との連携

①監査役等は内部監査部門と緊密な連携を保ち、内部監査部門の監査内容、監査範囲、陣容等を考慮した上で、監査の有効性・効率性の向上に向け、監査計画、監査方法、監査実施状況の情報共有とそれぞれの監査への活用を図るべきである。

②内部監査部門が業務監査、金商法財務報告制度の内部統制監査に加え、会計監査（会計の業務プロセス監査を含む）も行っている場合がある。この場合、監査結果の報告等を定期的に受けるべきである。

（協会アンケート集計結果 問 5-1 より）

内部監査部門の 63.6%が「会計監査」を実施していると回答している。

(3) 監査役等と会計監査人との連携

- ・会計監査人との間で積極的な情報・意見交換を図り、連携強化に努めるべきである。
- ・会計監査人の監査の実効性を高めるべく、会計監査人の監査環境の整備に努めるべきである。
- ・監査役等は、監査法人の品質管理、監査チームの監査体制、監査計画、監査内容等の把握に努めるべきである

(グループ会社・企業集団の会計監査に関して)

- ・親会社監査役は、企業グループにおいて統制環境が整備されているかを常に把握し、有効なグループ監査体制を構築すべきである。
- ・親会社会計監査人のメンバーファームを子会社監査人として子会社に配置することが望ましい。
- ・メンバーファーム以外の監査法人を起用する場合は、親会社会計監査人に子会社監査人の監査内容の評価の報告を求める。また、親会社監査役等が子会社監査人と面談して評価する。
- ・親会社監査役等は、親会社会計監査人とリスク情報を共有し、親会社会計監査人による子会社監査人へのインストラクションに親会社監査役等の意見を反映し、結果の報告を求める。

(協会アンケート集計結果 問 6-16 より)

- ・会計監査人が必要な社内情報に自由にアクセスできている 72.3%
- ・会社側のスクリーニングを受けた上で情報提供される 24.3%

(4) 会計監査人と内部監査部門との連携

- ・内部監査部門が、内部統制報告制度（財務報告に係る内部統制）の評価に関わることでより会計監査人との一定の連携が行われている。
- ・内部監査部門の会計監査の領域として、原価計算、費用管理、現品管理、資産処理に関する社内業務プロセスや会計処理に関しては、またM&A実行後の会計処理に関しても、事業内容に精通した職員のいる内部監査部門の方が精緻な検証が行える場合がある。このような場合は、会計監査において内部監査部門に補完的な役割を委ねることができる。
- ・監査役は、両者の連携を推進する立場にあり、定期的に両者から報告を受けるべきである。

(協会アンケート集計結果 問 5-3、問 6-18)

- ・会計監査人と内部監査部門が連携している会社 79.5% (問 5-3)
- ・会計監査人と内部監査部門所管役員との面談実施 43.8% (問 6-18)
- ・会計監査人と内部監査部門の部門長との面談実施 67.8% (問 6-18)

(5) その他 監査役会等の評価

監査役会等の実効性・透明性の向上のため、定期的に監査役会等の活動につき評価を行い、評価の結果を以後の監査活動に反映すべきである。

(協会アンケート集計結果 問 8-1)

導入することを考えていない＋必要と思わない＝65.0% 実施中＝10.7%

2) 「監査役職務確認書」への追加記述の必要性の検討

2017年版確認書では、上記論点(2)、(3)について、Ⅱ－5 内部統制監査、Ⅱ-11 内部監査部門等との連携、Ⅲ－4 会計監査人との連携の各項において、監査役と内部監査部門との連携、監査役と会計監査人との連携について個別に言及している。

論点(5)については、Ⅰ－1 監査計画及び職務の分担の項で言及している。ただし、内部監査部門の会計監査、会計監査人と内部監査部門の連携については、記載していない。

本稿は、日本監査役協会会計委員会より会計不正防止のための「提言」として公表されている。内容の主要点は、参考とすべき事項が多いが、監査基準にはまだ盛り込まれていない、監査役職務の善管注意義務に相当するとまでは言えない、また職務として定着しているとは言い難いなどの状況がある。

監査役 2018 年版「監査役職務確認書」では、推奨すべき考え方として新たに中項目を設定し、[説明][監査のツボ]を記載した。[確認項目]は、今回は設定しない。

IV. 資料④八田進二教授 「三様監査の誤解を解く」

1) 講演レジュメから (slide30～ 三様監査の連携の今後)

①会計監査人の立場

- ・「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携をはからなければならない」(監査基準第三 実施基準 一 基本原則7)
- ・「監査人は、企業の内部監査の目的及び手続が監査人の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、内部監査の結果を利用できると判断した場合には、財務諸表の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。」

②日本監査役協会の視点として、提言「監査役等と内部監査部門との連携について」を紹介し、監査役等と会計監査人との連携と比較した場合の、監査役等と内部監査部門の連携が相対的に弱いと指摘した。

③内部監査部門は、取締役・執行役の指揮命令下に置かれており、独立性を主眼とする外部監査とは別枠で捉えるべきものであり、両者が「連携」を通じて接近することはかえって、監査の信頼性を削ぐことにもなりかねない。

④三者のいずれもが、それぞれに異なる明確な目的を有しており、また、それぞれに権限と責任の範囲も異なることから、不用意に三者の連携を強調するという傾向は、国際的な視点と整合しない。

そこで求められている「連携」とは、「円滑な双方向のコミュニケーション」を促進することと解すべきものであろう。

⑤2016 年 7 月国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) は、「違法行為への対応」を公表し、全ての公認会計士を対象に、かつ財務諸表に直接関係のない法令違反についても、しかるべき対応を講ずべきとの要請がなされている。会計監査人監査では、企業における健全

な業務運営の監視ないし監督を踏まえた監査が強く要請されるようになっている。
有効活用が可能となる信頼性の高い内部監査が実行されており、かつ厳格な経営監視を
実践している監査役等の監査が存在していることが極めて重要。

2) 「監査役職務確認書」への追加記述の必要性の検討

八田教授によれば、監査人としては、必要に応じて内部監査部門の監査を利用しなければならぬとしているが、取締役の指揮下にある内部監査部門に安易に接近することは、会計監査人の監査の信頼性を削ぐことにもなる、として日本監査役協会の提言にはやや批判的である。

しかし、監査人が財務諸表の表示に直接的に関係のない法令違反についても対応を求められる昨今の状況の中で、会計監査を実施する公認会計士や監査法人が、監査役が業務監査を通じて収集した情報に対して強い関心を抱いていると理解できる。監査役等は、会計監査人、内部監査部門等の三者による三様監査を統括する意識を持って主体的な役割を果たすという考え方を、より広く浸透させるべきと考える。

4. アンケートのお願い

5. 意見交換

*テーマ例

(1) 不正（危険信号）の兆候を感知する（事例の紹介）

- ・なぜ、兆候を感知できたのか
- ・なぜ、兆候を感知できなかったのか
- ・兆候を感知するためには、平時にどうする？

(2) 三様監査における連携（事例の紹介）

- ・三者が一堂に会したミーティングの設定
- ・「監査役が主体的に統括する」
- ・内部監査部門の会計監査との連携